

第86課 株式会社—株式会社の機関（監査役）

会社としての基本的かつ重要な意思決定をするのが株主総会、株主総会の意思決定を受けて業務執行に関する意思決定をするのが取締役会、そして、現実に業務を執行するのが代表取締役であることは学んだ。これに対し、取締役会の業務執行に関する意思決定や、代表取締役の業務執行などが、法令や定款に反することなく適正に行われているか否かをチェックし、株主総会に報告するのが「監査役」（かんさやく）の仕事である。このことを、商法第274条第1項は、「監査役は取締役の職務の執行を監査する。」という形で一般的に表現している。「監査」とは、業務執行が違法または著しく不当でないかどうかを調査し、もし問題があれば指摘をすることをいう。

しかし、取締役や代表取締役の行動について、監査役が何でもかんでも口を挟んでよいということではない。監査役の監査権限は、会社の会計を含めた業務全般に及ぶが、会社の経営に関する判断権は基本的に取締役会と代表取締役に委ねられているので、取締役らの裁量に委ねられている事項については、監査役が介入するのは不相当である。したがって、監査役は、あくまでも、取締役らの行為が、妥当かどうかとチェックするのではなく、法令や定款に反していないか、言い換えれば、取締役らとその権限の範囲を逸脱していないかのみを監査するのである。ただし、法令や定款に正面から違反していなくても、誰の目から見ても極端に不当な行為、すなわち「著しく不当」（例：商法第275条）な場合は監査の対象となる。

このような監査役の職務の執行とその独立・中立を確保するため、商法はいくつかの規定をおいている。まず、監査役は株主総会決議で取締役とは別に選任され、取締役を兼任することはできない。任期は4年と、取締役よりも長く（商法第273条第1項）、株主総会の特別決議で解任することができるが、解任が不当だと思ふ監査役や、辞任するに際し意見のある監査役は、株主総会で自分の選任・解任・辞任について意見を述べることができる（商法第275条の3、第275条の3の2）。また、その報酬については、取締役らが決めることはできず、定款または株主総会決議で取締役の報酬とは別に決めなければならない（商法第279条）。さらに、監査を十分に行わせるため、商法は、監査役が監査に必要な費用の前払いを請求したときは、会社は、その費用が不必要であることを証明しない限り、前払いを拒絶することはできない旨定めている（商法第279条の2）。そのほか、取締役が会社の目的外の行為や、法令・定款に違反する行為をしようとしていて、それが会社に著しい損害を及ぼす危険性のあるときは、監査役は、裁判で取締役に対しその行為の差止請求をすることができる（商法第275条の2）。

一方、監査役はその監査の職務を忠実にを行うことが要求され、任務を怠ったときは、会社に対して損害賠償の責めに任ずる（商法第277条）。

1 重要語句

a 監査 (かんさ)

「監査」という言葉の意味は本文に述べたとおりであるが、これには大きく分けて2つの内容が含まれる。ひとつは「会計監査」で、これは、会社の行う金銭の支出や収支の計算、あるいは計算書類の作成などが適正に行われているか否かを調査することで、きわめて重要な仕事であり、大会社では監査役によるチェックだけではなく、会計のプロフェッショナルである、特別の資格を持った「公認会計士」または「監査法人」による監査を受けなければならない（商法特例法第2条）。もうひとつが「業務監査」であり、会計以外の取締役の業務執行全般を監査する仕事である。例えば、会社がある大きな契約をしたが、これが本当に定款に定められた会社の目的の範囲に入っているか否か、あるいは、その契約を締結することが法令に違反していないかなどをチェックするわけである。

また、監査という概念は「適法性監査」と「妥当性監査」に分けられる。前者は、業務執行が法令や定款に違反していないかをチェックすることであり、監査役の主たる任務である。これに対し、後者は、取締役の経営判断が適法であるけれども、果たして妥当であったかどうかを監査することで、これは、経営判断が取締役らに任されている以上、監査役が軽々しく介入すべき事柄ではないので、一般的には、監査役には妥当性監査の権限は与えられていないと理解されている。しかし、それでも、本文にあるように、どこの誰からみても極端に不当だと認められる行為については、監査役の監査の対象となる。

b 調査

監査役が適正な監査活動を行うためには、会社の中の事情を十分に調査することが可能でなければならない。そこで、商法は、監査役にいつでも取締役、支配人あるいはその他の使用人（従業員）に対して営業の報告を求め、また自ら会社の業務・財産の状況を調査する権限を与えている（商法第274条第2項）。また、取締役にも、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これも直ちに監査役に報告する義務を課している（商法第274条の2）。また、報告を要求する権限は、自社のみならず、子会社に対しても及ぶ（商法第274条の3）。これは、子会社を利用した不正経理が起りうるので、これを防止するために設けられている制度である。

c 差止請求 (さしとめせいきゅう)

ある行為をやめるように要求すること。裁判所に、その行為をしている者に対してその行為の差し止めを命じるよう求める手続である。